

菰野町学校給食センター整備運営事業 基本協定書（案）

菰野町学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、菰野町（以下「甲」という。）は、優先交渉権者として決定した【運営企業名を記載】を代表企業とする応募グループ（以下「乙」といい、乙を構成する各企業を「構成員」という。）との間で、本事業に関する基本的事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定で使用される用語は、本協定で別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、本事業の実施要領及び要求水準書において定義された意味を有するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 甲は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたり、その趣旨を尊重するものとする。

3 乙は、本事業の実施にあたり、公募型プロポーザルによる募集及び選定手続きにおける甲及び選定委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（事業日程）

第3条 本事業の事業日程は、次のとおりとする。

（1）設計・建設期間は、設計・建設工事請負契約の締結日（議決日）から本施設引渡日の令和10年●月●日までとする。ただし、設計・建設工事請負契約の規定により変更されることがある。

（2）開業準備業務期間は、令和10年●月●日から令和10年8月31日までとする。ただし、維持管理・運営業務委託契約の規定により変更されることがある。

（3）維持管理・運営期間は、令和10年9月1日から令和25年7月31日（以下「維持管理・運営終了日」という。）までとする。ただし、維持管理・運営業務委託契約の規定により変更されることがある。

（役割分担）

第4条 本事業において、乙の構成員は、別途合意した場合を除き、次の各号に定める役割を担い、その業務実施責任を負うものとする。

（1）設計業務は、【企業名を記載】（以下「設計企業」という。）が行う。

- (2) 建設工事は、【企業名を記載】(以下「建設企業」という。)が行う。
- (3) 工事監理業務は、【企業名を記載】(以下「工事監理企業」という。)が行う。
- (4) 調理設備調達・設置業務及び調理設備保守管理業務は、【企業名を記載】(以下「調理設備企業」という。)が行う。
- (5) 建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構等保守管理業務、清掃業務、警備業務は、【企業名を記載】(以下「維持管理企業」という。)が行う。
- (6) 開業準備業務及び運営業務は、【企業名を記載】(以下「運営企業」という。)が行う。
- (7) ●●業務は、【企業名を記載】(以下「その他の企業」という。)が行う。

(共同企業体の組成)

第5条 乙の構成員のうち、設計企業、建設企業、工事監理企業、調理設備企業、(その他の企業)は、本協定の締結後、直ちに施設整備業務を行う共同企業体(以下「施設整備事業者」という。)を組成し、共同企業体協定書の写しを甲へ提出する。なお、施設整備業務を行う共同企業体の代表者は、建設企業とする。

- 2 乙の構成員のうち、運営企業、維持管理企業、調理設備企業、(その他の企業)は、本協定の締結後、直ちに維持管理・運営業務を行う共同企業体(以下「維持管理・運営事業者」という。)を組成し、共同企業体協定書の写しを甲へ提出する。なお、維持管理・運営業務を行う共同企業体の代表者は、運営企業とする。

(契約の締結)

第6条 甲と施設整備事業者は、本協定の締結後、速やかに設計・建設工事請負契約を締結する。なお、当該契約は、菰野町議会において議決を得られたときに本契約の効力が発生する仮契約として締結する。

- 2 甲と維持管理・運営事業者は、設計・建設工事請負契約が本契約として効力が発生した後、速やかに維持管理・運営業務委託契約を締結する。

(統括責任者及び施設整備業務責任者の選任)

第7条 乙は、本協定の締結後、速やかに本事業全体について総合的な調整を行う統括責任者を運営企業から選任し、甲に通知しなければならない。統括責任者を変更したときも同様とする。

- 2 乙は、本協定の締結後、施設整備業務の実施にあたり甲との連絡窓口となる施設整備業務責任者を建設企業から選任し、甲に通知しなければならない。施設整備業務責任者を変更したときも同様とする。

- 3 甲は、前2項に基づき配置又は変更された各責任者が、業務の遂行に著しく不適当と認める場合には、30日以上の猶予期間を設けたうえで、当該者の変更を乙に求めることができる。乙は、甲の要求に速やかに応じなければならない。

(関係者協議会の設置)

第8条 甲及び乙は、本事業に関する重要事項を協議する場として、関係者協議会を設置する。関係者協議会の協議対象となる事項、出席者その他の事項に関する詳細は、甲と乙が協議して定める。

2 甲及び乙は、関係者協議会において合意された事項を遵守する。

3 関係者協議会及びその下部組織の設置及び開催に係る費用は、各自の負担とする。

4 関係者協議会における協議により合意に至らない場合、合理的な範囲において乙から意見を聴取したうえで、甲が決定する。

（施設整備業務）

第10条 施設整備業務の概要は、要求水準書等に定めるとおりとする。

2 施設整備事業者は、設計・建設工事請負契約の締結後、速やかに施設整備業務に着手する。ただし、本施設の整備が学校施設環境改善交付金の対象となる場合、本施設の建設工事の開始時期は、当該交付金の交付決定後とする。

3 施設整備業務に係る契約条件の詳細は、設計・建設工事請負契約による。

（開業準備業務及び維持管理・運営業務）

第11条 開業準備業務及び維持管理・運営業務の概要は、要求水準書等に定めるとおりとする。

2 維持管理・運営事業者は、維持管理・運営業務委託契約の締結後、開業準備業務及び維持管理・運営業務を実施する。

3 開業準備業務、維持管理・運営業務に係る契約条件の詳細は、維持管理・運営業務委託契約による。

（甲の解除権）

第12条 甲は、乙が本協定、設計・建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約（以下「各契約」という。）で定める解除事由を充足する場合は、本事業の履行期間中であっても、本協定及び各契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、本項の規定は、本協定及び各契約に定められる甲の解除権を何ら制限するものではない。

2 甲は、前項の規定により本協定及び契約の全部又は一部を解除した場合は、本協定又は当該契約の締結当事者である相手方に対して一切の損害賠償の責めを負わない。

（談合等不正行為による解除）

第13条 甲は、構成員のいずれかが本事業に係る公募型プロポーザルに関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除し、仮契約を含む契約を締結せず、又は本協定及び締結済の仮契約を含む契約を解除することができるものとする。

（1）構成員が本事業の公募型プロポーザルに関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成員が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命

- 令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- （2）納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成員又は構成員が構成事業者である事業者団体（以下「構成員等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本協定に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- （3）納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に本事業の公募型プロポーザルに係る提案書類の提出（提案価格書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- （4）構成員（その役員を含む。以下同じ）又はその使用人が本事業の公募型プロポーザルに関し行った行為について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- （5）第 18 条第 1 項及び第 2 項に規定する事項を遵守していないと認められるとき。
- 2 甲が、前項第 1 号から第 4 号の規定により本協定又は各契約若しくはその仮契約を締結又は解除するか否かにかかわらず、当該各号の該当性に対し帰責性を有する乙の構成員は、連帯して契約金額の 100 分の 10 を支払わなければならない。本協定及び各契約が終了した後も同様とする。ただし、前項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する場合で、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づき定められた不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき、その他甲が特に認めるときは、この限りではない。
- 3 第 1 項にかかわらず維持管理・運營業務委託契約の締結までに、乙において、実施要領に定める本事業の参加資格要件の一部を欠く事態が生じた場合、甲は、本協定を解除して仮契約を含む契約を締結せず、又は本協定及び締結済の仮契約を含む契約を解除することができるものとする。
- 4 前項に定める場合において、代表企業以外の構成企業が参加資格の一部を欠く事態が生じた場合には、乙が参加資格要件を欠いた者に代えて、参加資格要件を有する者を構成企業として補充し、甲が参加資格等の確認及び業務遂行能力等を勘案したうえで、契約締結後の事業実施に支障がないと判断したときは、甲は契約を成立させることができるものとする。
- 5 第 1 項及び第 3 項に掲げる場合のほか、維持管理・運營業務委託契約の締結までに、乙が本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達することができないと甲が認めたとき、又はその他乙の責めに帰すべき事由により、本協定の履行が困難であると最終的に

甲が認めたときは、前各項の規定にかかわらず、甲は、本協定を解除して仮契約を含む契約を締結せず、又は本協定及び締結済の仮契約を含む契約を解除することができるものとする。

6 甲が、第1項第4号、第3項又は第5項の規定により本協定又は各契約若しくはその仮契約を締結又は解除するか否かにかかわらず、当該各号の該当性に対し帰責性を有する乙の構成員は連帯して設計・建設工事請負契約の契約金額の100分の10を支払わなければならない。

7 甲に生じた実際の損害額が第2項又は第6項に規定する額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、乙は当該賠償金全額を支払わなければならない。

(準備行為)

第15条 各契約の締結前であっても、乙は、自己の責任と費用において、本事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができるものとする。

(基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第16条 甲及び乙は、他の当事者の承諾なく本協定上の権利義務又は本協定上の地位につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行等)

第17条 本協定の各当事者は、本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第18条 甲及び乙は、本事業に関して知り得た相手方当事者の情報のうち次の各号に掲げるもの以外の情報（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、本協定及び各契約に別段の定めがある場合を除き、相手方当事者の事前の承諾なく、自己の役員、従業員、職員、代理人、コンサルタント又は下請負人等若しくはその代理人（以下、併せて「開示対象者」という。）以外の第三者に対し、当該情報を開示又は漏らしてはならない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報

(3) 開示者がこの基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報

(4) 開示者から開示を受けた後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報

(5) 開示者から開示を受けた後、被開示者の責めによらないで公知となった情報

(6) 法律、規則、官庁又は裁判所により開示が命ぜられた情報

2 甲及び乙は、本協定及び各契約の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

3 乙が各契約の規定に基づき委任し、又は請け負わせた第三者による前2項の違反は、乙による違反とみなす。

- 4 乙は、第1項により、開示対象者に対し秘密情報を開示する場合には、自己の責任で自己が負う義務と同等以上の秘密保持義務を当該開示対象者に課す。当該開示対象者が秘密保持義務に違反した場合には、乙は当該開示対象者と連帯して責任を負うものとする。
- 5 前項の場合において、乙は、秘密情報の開示を受けた開示対象者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

(本協定の有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から維持管理・運營業務委託契約の終了日までとする。ただし、第14条第2項、同条第6項、同条第7項、第17条、第18条及び前条に定める事項については、本協定終了後も効力を有するものとする。

(解除条件)

第20条 本協定は、設計・建設工事請負契約について菰野町議会における議決を得られなかったときは、その効力を失う。

- 2 前項について、甲は乙に対し何らの賠償責任を負わない。
- 3 第1項で定めるほか、各契約又はその仮契約が締結に至らなかった場合、本協定で別段の定めがある場合を除き、本協定の各当事者は相手方当事者に対して、名目のいかんを問わず費用又は損害等の金銭の支払を請求することはできず、それまでに要した費用は各自の負担とする。ただし、一方当事者の責めに帰すべき事由によって各契約又はその仮契約の締結に至らなかった場合、相手方当事者は当該事由のある当事者に対して、合理的な費用(再公募に要する費用を含む)その他の合理的な損害の賠償を請求することができる。

(管轄裁判所)

第21条 甲及び乙は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、津地方裁判所四日市支部を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(準拠法及び解釈)

第22条 甲及び乙は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈する。

- 2 本協定、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成する。
- 3 本協定の変更は、書面で行うものとする。

(誠実協議)

第23条 本協定に定めのない事項は、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

[以下余白]

本協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印したうえで、甲及び乙の代表企業が各自1通を保有し、代表企業以外の構成企業はその写しを保有する。

年 月 日

甲

所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地

代表者 菰野町長 諸岡 高幸

乙

【代表企業】

所在地

商 号

代表者職氏名

【構成企業】

所在地

商 号

代表者職氏名

【構成企業】

所在地

商 号

代表者職氏名

【構成企業】

所在地

商 号

代表者職氏名

【構成企業】

所在地

商 号

代表者職氏名

【構成企業】

所在地

商 号

代表者職氏名